

第7回道州制推進会議議事録概要

- 1 日 時 平成16年4月5日(月) 11:00～11:45
- 2 場 所 赤れんが庁舎2階3号会議室
- 3 出席者
 - ・委員 宮脇座長、五十嵐委員、井上委員、岡部委員、小磯委員、谷委員、寺島委員
 - ・道 吉田企画振興部長、前川地域主権推進室長、出光参事
- 4 議事
 - ・道州制の先行実施に向けた取り組みについて
 - ・意見交換
- 5 議事概要
 - ・道州制の先行実施に向けた取り組みについて
地域主権推進室前川室長から「道州制プログラム(案)」、「道州制特区に向けた提案(案)」、「道州制特区に向けた提案(概要)」について説明。
 - ・宮脇座長から「道州制検討に対する意見書(案)」について説明。
 - ・その後、各委員による意見交換が行われた。
- 6 意見交換(宮脇座長からの「道州制検討に対する意見書(案)」についての説明含む。)の概要

【議事】

○宮脇座長：私の方から、委員の皆様からいただいた意見等も踏まえ、「道州制検討に対する意見書(案)」を作成した。これを読み上げる形で、その後、今の事務局の説明及びこの意見書案についてのご議論を賜りたい。

○五十嵐委員：3点ほど気がついた点だが、まずこの道州制特区に向けた提案と今回の推進会議の意見書は常にワンセットで出ていくようお願いしたい。この推進会議で議論したのは、このプランの内容、位置づけ、あるいは道州制特区にかかわる道州制全般について議論していたわけだが、この特区への提案事項がひとり歩きをするということを考えると、むしろもうちょっと幅広い議論をきちんとしていた、ということに常に訴えていく必要がある。

2点目は、今の意見書と提案を見ていくと、提案の方がいろんな方たちから「道州制特区、あるいは道州制って、あれだけなの？」という聞かれ方をする。そうではなく、より幅広い意見の中から、今回、第1回目の申請としてここまで道庁の中で議論をし、道庁として議会を経て承認されたものがこの段階。つまり委員会でもこれを認め、議会

でも通ったものがここの段階だということを、この提案にも入れた方がいい。それはこの概要の中も、これの位置づけそのものを、まず第1回としてここまでだ、というところを明確にした方がいい。

3点目は、地域の議論を進めるという部分をどうするかというところが一番重要な仕組みづくりになってくるのではないか。提案の方には、取り組み事項の具体化を図るために推進組織の設置ということが書かれているが、概要の方には書かれていないので、概要の方にもやはり入った方がいい。

地域及び国と一体となった議論の推進ということ、どこかにつけた方がいい。地域で議論するとき、この提案をもとに議論をすることになると、では具体性がどうか、実効性がどうかと、今も不安感も出てきている。地方によっても議論がされるときに、地域全体でどう展開するかというのは地域の人たちがみずから考えていってほしい、ということが要望にも書かれてはいるが、その真意が伝わり切らないようだ。例えば農業法人問題、あるいは医療制度問題というのは、もっと地域の中のネットワーク、地域の展開として考えなければならない中で、特区はここを申請する、というところがうまく通じないなど、いつも自分でどうしたらいいのかと思っており、そういう議論なのだということも、地域の体制をつくるときには、ぜひ配慮いただきたい。

概要版の方だが、1点目の行財政改革、新地域ネットワークの形成、2点目の活力ある循環型社会、3点目、豊かな多世代地域とあるが、2番目の活力ある循環型社会の、道州制推進プランで、最初に野生動物保護管理プランが出てきているが、(4)の活力ある農業・農村プランが一番目にした方がいい。(4)(2)(3)(1)の順番で訴えていきたい。

もう一点、我々の意見書案の趣旨について、「税制・金融問題」として、幅広い議論を民間も含めてやらなければだめだ、という趣旨で入れておいた方がいい。

○宮脇座長：今いただいた意見書案に関する税制・金融の問題は入れさせていただく。

私からも、意見書と提案についてはできるだけワンセットで取り扱うことをお願いしたい。

事務局の方から何か説明があるか。

○前川室長：なるべく訂正できるものは訂正していきたい。

○寺島委員：意見書の、2ページ目の3の道州制・道州制特区推進整備の中の(4)の1行目に、「財源的裏づけを確保するための三位一体の改革が着実に進められること」となっているが、権限、税財源も地方に移す、それと同時に補助金や交付税をカットするというので、このままいくといいが、現実に行われている三位一体が、補助金と交付税は減らすが、税財源は全く来ていない。このままでいくと一般に誤解されるので、「権限・税財源の裏づけが確実に確保された中での、真の三位一体の改革が着実に進められること」とした方がいい。

○宮脇座長：その点を踏まえ意見書を修正させていただく。

○井上委員：先ほど五十嵐委員からご指摘のあったのは、これから道州制の議論をいかに道民の中で高めていくのかということの組織あるいはシステムをきちっとつくってほしいということだった。道州制が道民に広く理解されているかどうかというのは、私自身今でも、疑念を持っている。道民といっても、一般の住民の方々、そして経済界の意見も広く聞くシステムをつくっていただきたい。

道州制は一つの見方によれば、強い地域がますます強くなる、弱いところは弱くなるという2極分化を加速化するという面があるので、札幌近郊というだけではなく、北海道内の各地域、地方の方々の意見も十分に酌み取っていただきたい。

あと、なぜ道民に理解しがたいかということ、道州制をやった暁に北海道という地域は、住む人々によって、働く人々によってどういうふうな北海道に生まれ変わるのか、というところが明確に見えない。今後議論する場合には、これをやれば北海道はどう変わるのかというその部分に関係するので、十分にビジョンというものを確立する。同時に、これから規制緩和を行っていけば、その効果、コスト・アンド・ベネフィット、プラスの部分とマイナスの部分の効果を斟酌していかなければいけないことが出てくるので、詰めの段階というのがこれからの問題になるだろう。

道州制検討に対する意見書案であるが、私自身は基本的にこれを支持したい。意見書の趣旨に、「税制・金融問題、農業法人問題、医療制度問題等幅広い視野からの」というのがあがるが、税制の部分、沖縄の経済特区のように法人税あるいは所得税のところをどういうふうにするのか。これは幾つかのグループがこの道州制に対する案として上げてきているので、それに対してどう評価するかということ。私自身はこれを検討していただきたい。あるいは、数の方とフリーアクセスゾーンの問題も申し上げたが、これは税制の問題ということで検討をしていただきたい。

農業法人の問題も同じように、議論が多々あるところだ。ただ、この推進会議は基本的に、行政寄りということではなくて、北海道の現在と将来を考えたときに、北海道の行政のシステム、経済のシステムはどうあるべきかという観点から意見を述べていくという姿勢を貫くべきであって、この農業法人問題は賛成意見、反対意見が多々あることは承知している。ただ、農民全体はこれを議論するということは非常に大事なことでありと思うので、これを上げていくというのはかなりいろんなあつれきがあるかと思うが、これを出していくということは重要だと思う。

最後に、2ページ目の2の「戦略政策パッケージ云々」の(4)に「金融不安への証券化と直接金融の拡充を図り」というのがあがる。これは実は北海道で一生懸命やっている行政の団体もあるし、研究者もいるが、いわゆる地域通貨、これは経済的な取り引きという形であるが、住民がその地域に対するいろんななかかわりを持っていくということで極めて重要なことだと思っていた。中央官庁でも、この地域通貨の推進を支持する金融庁、そしてそれに対して異議を唱える財務省という形で対立があると聞いているが、これはきちとした形で北海道でやっていくことは必要だ。それと同時に、留辺蘂だっ

たと思うが、地域で、住民に債権というような証券を発行して地域のお金を吸い上げようとしたら、中央官庁から待ったがかかったというようなこともある。ただ、北海道は、集めたお金が大半中央に吸い上げられるというシステムで、お金が道内で循環するシステムになっていないので、こういうものが必要であろう。

最後の金融・財政、あるいは直接金融のところでは、これはぜひ早い時期にトップの中に何らかの形で取り込んでいただきたい。

○宮脇座長：今の点については、地域通貨の問題を含めて、意見書に取り込む形で検討させていただきたい。

○小磯委員：道州制推進会議では、道州制特区に向けた具体的な北海道としての提案、それを議論する中でいろんな意見が出た。その指摘をこういう意見書という形でまとめしていくことについて、私自身も大変大事なことでと思う。

ぜひこの意見書の考え方を、今後、道州制特区に向けていろいろ道庁の方でプランを情報発信される中で、一緒にあわせて取り扱っていただきたい。

道州制というものを本当に先行的に北海道という地域が実施していくことの意味をきちりと全国的に理解してもらうことが重要。そのポイントは、北海道がこれだけ財政が厳しい、本当に国に依存できない状態の中でしっかり頑張っていくという、その自立に向けた姿勢をきちりと国民に見せることができるかどうかだと思う。

もう一つは、道州制というのは極めて行政の仕組み、システムにかかわるもの。国で今やっていることが基本的にいろいろ問題があり、それを道州という地方政府に任せることで本当にうまくいくのだという、そのことをきちり示せることではないかと思う。より具体的には、国の縦割り構造の中で、画一的な枠組みの中ではなかなかうまくいかない仕事を、それを、地方におろすことによって、北海道という地域全体が縦割りというものをうまく横の機能的な一元的な政策遂行によって、より効率的にできるのだということを見せたいか、それが道州制プラン、提案の中で読み切れるかどうか、最大のポイントだと思う。

行政の効率化とか行政サービス、財政再建、その縦割り構造克服、このための組織論のあり方については、国・地方が一体となった、行政運営の一元化という形で行財政改革を進めていく必要があるという表現になっている。そうすると、今回提案された行財政改革、総合的な推進事項の中で、例えば国の地方支分部局の機能統合の検討とか、地方公共団体の自主的な裁量による政策化の実現に向けての規定の問題という国への提案があるが、これだけではなくて、地元の北海道としても積極的に行政機能あるいは行財政機能の一元化に向けた取り組みというものをきちりやっていくのだという姿勢を加えることによって、こういうメッセージもきちり伝わるし、国だけではなく、道庁も一体となった取り組みなのだという姿勢がこの部分になれば、なかなかこういう提案というのは、北海道としてこういう形で提起しても受け入れられることは難しいのではないか。

それから、1の(3)、新たな予算要求の執行、評価の構築というところで一番大事なものは、地方における政策遂行のメリットは、基礎的自治体としての市町村だ。特に道州制の議論に対して市町村という行政からどのようにかかわっていくのか、できればこういう政策の取り組みを契機に、ぜひこういうものが市町村からきっちりと積み上げる、それを道・国が従来の枠組みを超えた新しい効率的な政策システムを実現していくのだという形で取り組んでいていただきたい。

最後に、今回の道州制議論については、今回大変慌ただし状況の中で、特にめまぐるしい取り巻く環境状況の変化の中で今回、作業が進められてきたのではないかと思う。そういう意味では、我々不十分であったし、多分道庁の事務局の皆さん方もそのように感じておられるだろう。それだけに、今後に向けて道州制議論というのはまだまだ少なからぬ過程があるのだという認識をぜひ持っていただき、道内議論、道民にとって道州制とは何だろう、市町村にとって道州制にどうかかわっていけばいいのか、そういった議論を幅広く展開していく状況づくりを、ぜひお願いしたい。

○宮脇座長：道州制特区に向けての提案のところ、道庁内の縦割り等に関する克服等についても言及するべきではないか、といった点について、事務局の方から何か考えがあるか。

○前川室長：工夫してみたいと思うが、どこにどういうふうを書けばいいのか、今、明確にアイデアがないので、小磯先生ともご相談させていただきたい。

○谷委員：まずカガミを「推進プラン」から「道州制特区に向けた提案」という形にしたことを、評価したい。そういう意味では、この何の一つ一つをこれから、さあ、やるぞと、そういうような意思表示ができたのではないか。

これからの考え方の中で、当然基礎自治体の強化というのが考え方の中に一つあるが、もう一点、北海道の場合、特に広大な面積を持っているので、「広域自治の連携強化」がこれからの文言の中に必要になってくるのではないか。今回は、第1回目ということで、まず基礎自治体の強化ということでスタートして、今後の議論の中で広域自治の連携強化というのが必要ではないか。

構造改革特区と北海道特区の違いを明確にしていかなければならない。特に、既に全国で300を超える採択がされているが、八つの措置分類というのを見たときに、現行の規定の中でできるものも現実にある。今回の北海道特区の中でも業務の一元化は、既に全国でもスタートしたところがあったので、そういう意味では、構造改革特区と北海道特区の領域を少し分けていかなければならないという感じがしている。

行政サービスという表現、現実には行財政改革の中で必要な言葉ではあるが、時代は今、民間の受け皿をつくりながら民間へのシフトをしていこうという意味合いの中では、行政サービスという表現から公共サービスという表現をこれから使う必要があるのではないか。

最後に、道庁内でもそれぞれの所管で道州制の議論をさらに深めていただき、横連携

の中でこの道州制の議論が高まっていくことが、これから2回目、3回目の提案・提言に非常にプラスになっていくのではないかと考えているので、よろしく願いしたい。

○岡部委員：基本的には、今回の宮脇先生がまとめられた意見書、ただいま各委員の先生方が言われたこと、それを加えて十分だと思う。

今回の提案があくまでも第1回目、第1歩ということだけははっきりしている。これから複雑な問題がたくさんあると思う。例えば税制問題にしても農業問題にしても、また国と地方の組織の統一の問題とか、非常に難しい問題がいっぱいある。これからこれを道民挙げて議論しながら、北海道のためにどういう方向が一番いいのかということを経済議論していただきたい。

国としてはまだ道州制をどうするかというイメージが固まっていない。これから2年かけて、第28次地方制度調査会で道州制を議論していくということなので、その推移も見なければ、現実的な道州制の実現にはならないと思う。ぜひその辺の推移を見ながら、場合によって制度調査会に我々の意向も反映させるということはやっていかなければならないのではないか。いずれにしても、これから大いに議論して、これを一つの北海道のこれからの発展のチャンスとして考える、前向きにとらえてやっていかなければならない。

この議論、本当はバックとして、これからの北海道をどうするのだ、そういうビジョンがはっきりして、そういうビジョンを達成するためにこういうことが必要だということがなければならぬ。その辺もこれからやっていくべきだ。

○宮脇座長：事務局から説明のあった、第1回道州制特区に向けた提案について、ご指摘を踏まえながら事務局の方と相談させていただき、修正をお願いしたい。提案についてはこの推進会議として、了承したいと思うが、それでよろしいか。

（「異議なし」の声あり）

○宮脇座長：次に、意見書を整理させていただきたい。

意見書についていくつかのご指摘をいただいた。確認させていただく。

1ページの「意見書の趣旨」のところで、第2段落の下から4行目「税制問題」とあるが、税制に加えて「税制・金融問題」とさせていただく。

2ページ目、(4)「地域資源の活用と地域内資金循環の拡充」について、「地域通貨等」についてもここに言及を加えたい。

3の「道州制・道州制特区推進体制の整備」の(7)、「権限・税財源の裏づけを確実に確保した中で真の三位一体改革が着実に進められること」という形で修正させていただきたい。

以上の点が主に指摘をいただいた点かと思う。

何かお気づきの点があればお願いしたい。

（「なし」の声あり）

○宮脇座長：特になければ、私の方で、今いただいた指摘事項を踏まえてこの意見書を

修正させていただき、事務局に最終的に提出させていただきたいと思うが、最終的な文言の修正について、今の件についてはご一任いただけるか。

(「異議なし」の声あり)

○宮脇座長：それでは、そのようにさせていただく。

最後に、今後の進め方などについて事務局からお願いしたい。

○吉田部長：本日は、事務局からの提案についてご了承いただき、まことにありがとうございます。

今後の進め方についてであるが、今回お示した案については、最終調整をした上で、4月7日の道議会地方分権・行政改革問題調査特別委員会にご報告をさせていただき、最終決定を行った上で、今月中にも国に対して提案を行ってまいりたいと考えている。

この意見提案書については、道州制に向けての第1歩であるという前提に立って、私どももこれから積極的に取り組みを進めていきたい。

意見書について、今後の道州制の推進に当たり大変貴重なご意見であるので、私どもとしては次年度以降の検討に十分生かしていきたいと考えており、その扱いについても、この提案書とセットでというご意見も十分念頭に置きながら対応してまいりたい。今後とも道州制の先行実施に向けた検討を初め、道州制の推進に当たって多くの諸課題があるので、引き続きご指導賜りたい。

なお、次回の開催については、宮脇先生を初め各委員と調整を図りながら、改めてご連絡を差し上げたいので、よろしく願います。

○宮脇座長：なお、先ほど五十嵐委員等からもご指摘があったように、ぜひこの提案と意見書は一体のものとしてお取り扱いいただくようお願いする。

それでは、本日の会議はこれで終了させていただく。